

西宮市中小企業相談所事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「補助金等の取扱いに関する規則」(昭和57年3月31日西宮市規則第81号。以下「補助金規則」という。)に基づき、西宮市が西宮商工会議所の実施する事業経費の一部を補助することにより、西宮市内の商工業の振興と安定を図りもって、市経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は、次の各号のとおりとし、その内容については別表に掲げるとおりとする。

- (1) 小規模事業者経営改善支援事業
- (2) 販路拡大機会創出事業

(補助金の交付基準)

第3条 補助金は、当該年度の予算の範囲内で交付するものとする。

2 補助対象事業について、国・県又は公共的団体から補助金が交付される場合は、補助対象経費から当該補助金の額を控除した金額を基準に算定した補助金を交付するものとする。

3 補助対象者の代表者及び役員、並びに業務に従事する者は、西宮市暴力団の排除に関する条例(平成24年西宮市条例第67号)第2条各号に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないこととする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとするときは、補助金等交付申請書に次の各号に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金等交付申請書(様式第1号又は2号)
- (2) 事業計画書、事業収支予算書(様式第3号又は4号)
- (3) 見積書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは補助金等交付決定通知書(様式第5号)により、又、不適当であると認めたときは補助金等不交付決定通知書(様式第6号)により、それぞれ申請者に対し通知するものとする。

(事業実施の報告)

第6条 補助事業が完了したときは、60日以内に事業実績報告書に次の各号に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業等実績報告書(様式第7号又は8号)

- (2) 事業報告書、事業収支決算書（様式第9号又は10号）
- (3) 小規模事業者経営改善支援事業報告書又は販路拡大機会創出事業報告書
- (4) 印刷物等の成果物
- (5) 請求書、領収書等の写し
- (6) その他、参考資料等

2 市長は、前項の規定による事業実績の報告を受けたときは、報告内容の確認等を行い、補助金等確定通知書（様式第11号）により通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第7条 前条の補助金等確定通知書を受けた者は、補助金等交付請求書（様式第12号）を市長に提出し、補助金の交付請求をしなければならない。ただし、市長が必要と認めたときは、補助金の交付決定後、補助事業等の着手前又は完了前であつても、その全部又は一部について概算払の請求することができる。

（補助金の交付）

第8条 市長は、前条の規定による補助金の交付請求を受け付けた後、当該請求者に補助金を交付する。

（補助金の返還）

第9条 第6条の補助金等確定通知書を受けた者のうち、第7条ただし書の規定による概算払の請求により補助金の交付を受けた者は、既に交付を受けた概算額がその確定額を超過している場合は、指定された期日までに超過額を返還しなければならない。

（帳簿等の整備）

第8条 補助事業に係る収支を記載した帳簿を設け、その証拠となる書類を整備しなければならない。

（その他）

第9条 この要綱に規定するもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から実施する。
- 2 この要綱は、西宮市補助金制度に関する指針に基づき、3年以内ごとに見直しを行うものとする。
- 3 次の各号に掲げる要綱は、廃止する。

(1) 西宮市商工団体補助金（西宮商工会議所）交付要綱（平成24年制定）

付則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

付則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

別表（第2条関係）

補助事業名	小規模事業者経営改善支援事業	販路拡大機会創出事業
補助事業の目的	西宮商工会議所が実施する小規模事業者経営改善支援事業に要する経費の一部を補助することにより、市内事業者の経営改善や育成を促進し、市内商工業の振興を図ることを目的とする。	西宮商工会議所が市内事業者を集い実施する産業フェア等に要する経費の一部を補助することにより、市内商工業の振興を図ることを目的とする。
補助対象経費	西宮商工会議所が実施する小規模事業者経営改善支援事業に必要な経費。	<p>（複数型）</p> <p>特定の見本市等に一団の小間を借り上げ、複数の市内事業所を出展させることで西宮の製造品、産品等を出品、PRする事業に必要な経費のうち、次に掲げるもの。</p> <p>（1）一団エリアを借り上げる出品料・小間量</p> <p>（2）会場内において西宮の製造品、産品等をPRするために必要なパネル作成などの委託、印刷費</p> <p>（3）小間の設営にかかる費用</p> <hr/> <p>（主催型）</p> <p>市内事業所の新たなビジネスマッチングや販路拡大のために実施する発表会やセミナー、交流等を行う事業に必要な経費のうち、次に掲げるもの。</p> <p>（1）主催する事業のPR及び当日配布する資料等の印刷費</p> <p>（2）補助対象事業を実施するために必要となる会場使用料及び会場設営にかかる費用</p> <p>（3）司会・講師謝金</p>
補助率	補助対象経費の10/10以内	補助対象経費の10/10以内
補助金の額	900万円を限度とし、市長が予算の範囲内で必要と認めた額。	200万円を限度とし、市長が予算の範囲内で必要と認めた額。